

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県人事委員会

○県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

○職員退職管理に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月六日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第二十八号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福島県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表喜多方市の項中「市長部局 部長」を「市長部局 部長 参事」に、

「会計課 課長」を「会計課 課長」に、

「福祉事務所 所長」を「福祉事務所 所長」に、

「幼稚園 園長」を「幼稚園 園長」に、

を「福祉事務所 所長」に改め、同表相馬市の項中「教育委員会

課長

教育委員会事務局 部長 参事

「会計課 課長」を「教育委員会事務局 部長 参事 課長 総務課長補佐」に、

課長 総務課長補佐

「中学校 校長 教頭」を「中学校 校長 教頭」に改め、同表二本松市の項中

養護学校 校長 教頭

「教育委員会 課長」を「教育委員会事務局 課長」に改め、

教育委員会事務局 教育部長 課長

同表田村市の項中「議会事務局 事務局長 課長」を「議会事務局 事務局長 事務局

次長

推進監 債権管理対策監 社会資本整備対策監 課長」に、「農業委員会事務局 事務

局長 課長」を「農業委員会事務局 事務局長」に、「文化センター 館長」を「文化

センター 館長」に改め、同表伊達市の項中「教育委員会 教育部長 課長」

を「会計課 課長」に改め、同表本宮市の項中「保育所 所長」

を「保育所 所長」に改め、同表伊達郡川俣町の項中「教育委員会 教育委員長

を「幼稚園 園長」に改め、同表伊達郡桑折町の項中「公民館 公民館

室長」を「会計室 室長」に改め、同表安達郡大玉村の項中「アッ

ンター 館長」を「中学校 校長 教頭」に改め、同表南会津郡

トホームおおたま 支配人」に改め、同表南会津郡

福祉センター 所長」を「アットホームおおたま 支配人」に改め、同表南会津郡

郡檜枝岐村の項中「村長部局 課長」を「村長部局 課長」に改め、同表南会津郡

只見町の項中「教育委員会 室長」を「会計室 室長」に

を「教育委員会事務局 教育次長」に

び第二十三条に規定する空港利用担当課長並びに福島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成三十年福島県規則第十七号）による改正前の福島県行政組織規則第二十二條の四に規定する国際研究産業都市推進監、第二十三条に規定する東京オリンピック・パラリンピック担当課長、第二十三条の二に規定する企業誘致担当課長及び第二十三条の四に規定する復興住宅担当課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）